

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則

青森県薬事法施行細則（昭和三十六年九月青森県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「認定試験」の下に「又は登録販売者試験（法第三十六条の四第一項に規定する試験をいう。以下同じ。）」を加える。

第七条ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「配置員」の下に「又は法第三十六条の四第二項の規定による登録を受けた者で県外において医薬品の販売等に従事している者」を、「書類」の下に「及び登録販売者試験の受験の申請に係る書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県薬事法施行細則新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」といふ。)の施行(動物用医薬品等に係るものを除く。)については、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(不正行為の禁止)</p> <p>第四条 認定試験又は登録販売者試験(法第三十六条の四第一項に規定する試験をいう。以下同じ。)に関して不正行為があつたときは、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその者の試験を無効とすることがある。</p> <p>(中略)</p> <p>(書類の經由)</p> <p>第七条 法、薬事法施行令、薬事法施行規則及びこの規則の規定により厚生労働大臣、地方厚生局長、検定機関又は知事に提出する書類は、所轄の地域県民局長を経由しなければならない。ただし、県外に住所を有する配置販売業者若しくはその配置員又は法第三十六条の四第二項の規定による登録を受けた者で県外において医薬品の販売等に従事している者が提出する書類及び登録販売者試験の受験の申請に係る書類については、この限りでない。</p> <p>(中略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」といふ。)の施行(動物用医薬品等に係るものを除く。)については、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(不正行為の禁止)</p> <p>第四条 認定試験に関して不正行為があつたときは、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその者の試験を無効とすることがある。</p> <p>(中略)</p> <p>(書類の經由)</p> <p>第七条 法、薬事法施行令、薬事法施行規則及びこの規則の規定により厚生労働大臣、地方厚生局長、検定機関又は知事に提出する書類は、所轄の地域県民局長を経由しなければならない。ただし、県外に住所を有する配置販売業者又はその配置員が提出する書類については、この限りでない。</p> <p>(中略)</p>

この規則は、公布の日から施行する。

第一号様式、第六号様式（略）

第一号様式、第六号様式（略）